

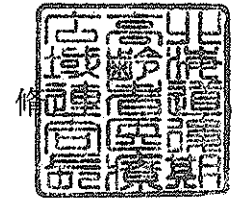
北海道後期高齢者医療広域連合告示第6号

指定金融機関の指定について

地方自治法第292条において準用する同法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を下記のとおり指定する。

平成20年2月14日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



記

- 1 指定金融機関の名称
株式会社 北洋銀行